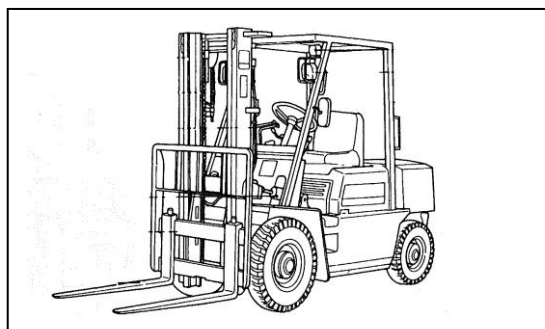


【安全衛生教育】

フォークリフト運転 再教育（6時間コース）のご案内



一般社団法人 北海道林業機械化協会

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F

TEL 011-251-0708 FAX 011-251-0710

労働安全衛生法では、最大荷重1トン以上のフォークリフトを運転する場合、法令に定められ技能講習を修了した者でなければ、当該業務に従事することはできないとされています。

また、フォークリフトによる災害を防止するため、同法により、技能講習修了後、一定期間（概ね5年以上）経過した方に対して事業者は「安全衛生教育（再教育）」を実施することが求められています。

当協会では、安全衛生団体として、本講習を行っております。なお、受講者が15名程度お集まりの場合には、「出張講習」も承っております

開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 講習カリキュラム（学科6時間）

科 目		講 習 内 容	時 間
学科	・最近のフォークリフトの特徴	・フォークリフトの構造上の特徴 ・各種荷役運搬方法の特徴	2時間
	・フォークリフトの取扱いと保守	・フォークリフトの構造上の特徴 ・フォークリフトの点検・整備	2時間
	・災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち、フォークリフトに関する条項	2時間
計			6時間

2 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて、当協会に送付してください。

(1)技能講習修了証（フォークリフトの運転）の写し

(2)写 真：6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に氏名を記入してください。）
上三分身・正面・脱帽のもので背景無地。頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、
頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。

(3)受講料：12,000円（税込、教本代含む）

3 受講時に持参するもの

学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン）等を持参してください。

4 修了証の交付

全ての講習カリキュラムを修了された方には、当協会より「修了証」を交付します。